



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年7月30日金曜日 第1579号

◇ 目次 ◇

愛媛県行政書士法施行細則の一部を改正する規則.....	817
生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則.....	820

告 示

一部事務組合の解散（2件）.....	823
応急入院指定病院の指定.....	823
医療機関の指定.....	823
指定医療機関の名称の変更.....	824
指定医療機関の廃止.....	824
指定居宅サービス事業者の指定.....	824
指定居宅介護支援事業者の指定.....	825
指定居宅サービス事業を行う事業所の名称の変更.....	825
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	826
指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称の変更.....	826
指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....	826
指定居宅サービス事業の廃止.....	826
指定居宅介護支援事業の廃止.....	827
土地改良区役員の就退任の届出（6件）.....	827
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	829
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	829
土地改良事業の工事完了の届出（3件）.....	829
家畜商の免許の取消し.....	830
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	830
愛媛県建設業者提出書類閲覧所の設置の一部改正.....	830
公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....	830
港湾計画の変更の概要（2件）.....	833
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	833
開発行為に関する工事の完了.....	833

人事委員会規則

特勤勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則.....	834
-------------------------------	-----

人事委員会告示

へき地等学校の指定の一部改正.....	834
---------------------	-----

規 則

○愛媛県規則第46号

愛媛県行政書士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年7月30日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県行政書士法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県行政書士法施行細則（昭和26年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「氏名」を「受験番号」に改め、同条第2項中「亡失又はき損したとき、」を「亡失し又は損傷したとき」に、「、き損した」を「、損傷した」に改める。

第13条中「行政書士」の下に「（行政書士の使用人である行政書士又は行政書士法人の社員若しくは使用人である行政書士を除く。）及び行政書士法人」を、「第9条第1項」の下に「（法第13条の17において準用する場合を含む。）」を加える。

第14条中「第13条第2項」を「第4条の12第3項及び第13条の22第2項」に改める。

様式第5を次のように改める。

様式第5（第14条関係） 立入検査票

様式第5（その1）

（表）

立 入 検 査 票

第 号

職

氏 名

上記の者は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の12第2項の規定により立入検査を行う者であることを証明します。

年 月 日

愛媛県知事



（裏）

行政書士法（抜粋）

（報告の徴収及び立入検査）

第4条の12 省略

- 2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第5（その2）

（表）

立 入 検 査 票

第 号

職

氏 名

上記の者は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第13条の22第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明します。

年 月 日

愛媛県知事



（裏）

行政書士法（抜粋）

（立入検査）

第13条の22 都道府県知事は、必要があると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、当該吏員に行政書士又は行政書士法人の事務所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類を検査させることができる。

2 前項の場合においては、都道府県知事は、当該吏員にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。

3 当該吏員は、第1項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する証票を関係者に呈示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

この規則は、平成16年 8月 1日から施行する。

○愛媛県規則第47号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則（昭和32年愛媛県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「、障害者更生資金（障害者生業費に限る。）」を削る。

別表第 1 第 1 号中「、修学資金、緊急小口資金及び災害援護資金」を削り、「とし、障害者更生資金にあつては」を「又は」に改め、「身体に障害のある」を削り、「日常生活上」の下に「療養又は」を、「おいて同じ。）とし」の下に「、修学資金、緊急小口資金及び災害援護資金にあつては低所得世帯とし」を加え、同表第 2 号を次のように改める。

(2) 貸付金の種類、対象経費、区分、限度額、償還期間及び据置期間

貸付金の種類	対象経費	区分	限度額	償還期間 (据置期間を除く。)	据置期間
1 更生資金	(1) 生業費 低所得世帯に属する者又は障害者が生業を営むのに必要な経費		2,800,000円以内。ただし、障害者世帯にあつては、4,600,000円以内	7年以内 。ただし、障害者世帯にあつては、9年以内	1年以内 。ただし、障害者世帯にあつては、1年6月以内
	(2) 技能習得費 低所得世帯に属する者又は障害者が生業を営み、又は就職するために必要な知識及び技能を習得するのに必要な経費並びに知識及び技能を習得する期間（以下「習得期間」という。）中の生計を維持するために必要な経費	習得期間が6月を超えない場合 習得期間が6月を超える場合（法令等において、習得期間を6月以上と定めている場合に限る。）	1,100,000円以内。ただし、障害者世帯にあつては、1,300,000円以内 上欄に掲げる額のほか、6月を超え3年以内の期間につき月額150,000円以内	8年以内	習得期間満了後6月以内
2 福祉資金	(1) 福祉費 ア 結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費 イ 機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための用具の購入等を行うのに必要な経費 ウ 住居の移転等に際し必要な経費及び給排水設備、電気設備又は暖房設備を設けるのに必要な経費 エ 低所得世帯に属する者又は障害者が就職又は技能を習得するために必要な支度をする経		500,000円以内	3年以内	6月以内

		費（以下「支度費」という。） オ アからエまでに掲げるもののほか、帰省費用、年金の掛金等低所得世帯の日常生活上一時的に必要なであると認められる経費				
	(2) 障害者等福祉用具購入費	障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等の購入等に特に必要な経費		800,000円以内	6年以内	同上
	(3) 障害者自動車購入費	障害者が自動車運転免許を取得した場合であつて、当該障害者自らが運転する自動車又は障害者と生計を同一にする者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜若しくは社会参加の促進を図るために運転する自動車の購入を行うのに必要な経費		2,000,000円以内	同上	同上
	(4) 中国残留邦人等国民年金追納費	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）第2条の規定に基づき、国民年金の旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた期間を有する者が、当該期間について保険料の追納を行う場合において、当該追納に要する経費		4,704,000円以内	10年以内	同上
3	住宅資金	住宅を増築し、改築し、拡張し、補修し、保全し、又は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受けるのに必要な経費		2,500,000円以内	7年以内	同上
4	(1) 修学費	高等学校（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に規定する高等学校並びに中等教育学校の後期課程、盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部及び専修学校の高等課程をいう。以下同じ。）、大学（法に規定する大学及び専修	高等学校に就学する者	月額35,000円以内	20年以内	学校卒業後6月以内
		高等専門学校に就学する者	月額60,000円以内			
		短期大学（法に	同上			

		学校の専門課程をいう。以下同じ。)又は高等専門学校(法に規定する高等専門学校をいう。以下同じ。)に就学するのに必要な経費	規定する短期大学及び専修学校の専門課程をいう。以下同じ。)に就学する者			
			大学(短期大学を除く。)に就学する者	月額65,000円以内		
	(2) 就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費		500,000円以内	同上	同上
5	(1) 療養費	低所得世帯に属する者及び高齢者の負傷又は疾病の療養に必要な経費(当該療養に必要な経費のうち、1年(特に必要と認められる場合は、1年6月)以内の期間に係るものに限る。)及び負傷又は疾病の療養をしている期間(以下「療養期間」という。)中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えない場合	1,700,000円以内	5年以内	6月以内
			療養期間が1年を超え1年6月以内の場合	2,300,000円以内		
5	(2) 介護費	低所得世帯に属する者及び高齢者が介護保険法(平成9年法律第123号)による介護給付(同法による予防給付を含む。以下同じ。)の対象となる介護サービスを受けるのに必要な経費(当該介護サービスを受けるのに必要な経費のうち、1年(特に必要と認められる場合は、1年6月)以内の期間に係るものに限る。)及び介護給付の対象となる介護サービスを受ける期間(以下「介護サービス受給期間」という。)中の生計を維持するために必要な経費	介護サービス受給期間が1年を超えない場合	1,700,000円以内	同上	同上
			介護サービス受給期間が1年を超え1年6月以内の場合	2,300,000円以内		
6	緊急小口資金	次に掲げる緊急かつ一時的に生計の維持が困難となつた場合に必要な経費 (1) 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき。 (2) 給与等の盗難又は紛		50,000円以内	4月以内	2月以内

	失によつて生活費が必要なとき。 (3) 年金、保険、公的給付等の支給開始までの生活費が必要なとき。 (4) 火災等被災によつて生活費が必要なとき。				
7 災害援護資金	災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費		1,500,000円以内	7年以内	1年以内

別表第1第8号中「資金の貸付け」を「貸付金の限度額、償還期間、据置期間及び利率」に改め、同表第9号1ア中「支度費若しくは技能習得費、障害者更生資金の障害者支度費若しくは障害者技能習得費」を「技能習得費、福祉資金の福祉費の支度費」に改め、同号3を削る。

別表第3第2号ただし書中「次の期間においては」を「生計中心者が就職した場合には、当該就職した日の属する月の翌々月以降は」に改め、同号ただし書ア及びイを削り、同表第6号中「6月」を「12月」に改め、同表第12号2を削り、同号3ただし書中「2親等以内の親族にあつては、県内に居住していない場合であつても」を「貸付対象世帯の状況から県内に居住する連帯保証人が得られない場合には、社協会長が債権管理等に支障がないと判断する場合に限り、県内に居住していない者を」に改め、同号3を同号2とする。

附 則

- この規則は、平成16年8月1日から施行する。
- 改正後の生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則第2条、別表第1第1号、第2号及び第9号並びに別表第3第2号、第6号及び第12号の規定は、この規則施行の日以後に貸付決定される更生資金、福祉資金、住宅資金、修学資金及び療養・介護資金並びに離職者支援資金について適用し、同日前に貸付決定された更生資金、障害者更生資金、福祉資金、住宅資金、修学資金及び療養・介護資金並びに離職者支援資金については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第1632号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成16年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 組合の名称
温泉郡川内町重信町衛生組合
- 組合の事務所の位置
温泉郡川内町大字南方286番地
- 組合の解散年月日
平成16年9月20日

○愛媛県告示第1633号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成16年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 組合の名称
東温消防等事務組合
- 組合の事務所の位置
温泉郡重信町大字横河原1376番地
- 組合の解散年月日
平成16年9月20日

○愛媛県告示第1634号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定により、次のとおり精神病院を指定した。

平成16年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

開設者の氏名 又は名称	名 称	所 在 地	指 定 年月日
財団法人正光会 今 治 病 院	財団法人正光会 今 治 病 院	今治市高市甲786番地 13	平成16年 7月21日

○愛媛県告示第1635号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成16年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指 定 番号	開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	名 称	所 在 地	指 年 定 月 日
2652	医療法人 和 田 眼 科	和 田 眼 科	四国中央市中之庄 町64-1	平成 16.5.6
2653	田 中 清 宣	たなか内科クリ ニック	新居浜市中萩町1 -38	平成 16.6.1
2654	医療法人 うわ たきファミリー 歯科クリニック	うわたきファミ リー歯科クリ ニック	四国中央市土居町 土居2129-1	平成 16.6.1
2655	医療法人 としもり内科	としもり内科	西条市下島山甲12 64-4	平成 16.6.1

2656	医療法人 中野クリニック	中野クリニック	温泉郡重信町大字 志津川1577-1	平成 16.6.1
2657	医療法人 くきた内科クリ ニック	くきた内科クリ ニック	宇和島市中沢町二 丁目甲862-3	平成 16.6.1
2658	医療法人社団 栗整形外科病院	くりせいけい	四国中央市三島金 子一丁目4-31	平成 16.6.1
2659	藤澤圭史	みずほ整形外科	伊予郡砥部町麻生 7-5	平成 16.6.1
2660	玉井久光	ひさみつ歯科ク リニック	北条市鹿峰5-1	平成 16.6.1
2661	松岡伸幸	松岡歯科医院	四国中央市川之江 町330-1	平成 16.7.1
2662	新居浜医療生活 共同組合	明屋敷診療所	西条市大師町182	平成 16.7.1
2663	阿部恒一	阿部内科クリニ ック	新居浜市大生院岸 影1038-5	平成 16.7.20
10619	有限会社 若業調剤	わかば薬局	温泉郡重信町志津 川160-1	平成 16.7.1
10620	株式会社 メディコ・二十 一	メディコ21薬局 ・宇和店	西予市宇和町卯之 町五丁目263-1	平成 16.7.1
10621	南予調剤株式会 社	みゆき薬局	宇和島市御幸町二 丁目1-13	平成 16.7.20

○愛媛県告示第1636号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成16年7月30日

愛媛県知事 加戸守行

指 定 番 号	新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
2000	西村医院	西村外科	伊予郡砥部町宮内 811	平成 16.4.16

○愛媛県告示第1638号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成16年7月30日

愛媛県知事 加戸守行

介 護 保 険 事 業 者 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 の 開 設 者 の 名 称 又 は 氏 名	開 設 者 の 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 又 は 住 所	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日
				名 称	所 在 地	
3810113013	医療法人聖愛会	愛媛県松山市祝谷六丁 目1229番地	通所リハビリテ ーション	ベテル三番町クリニ ック	愛媛県松山市三番町三 丁目4番地12	平成16年6月1日
3860191034	医療法人聖愛会	愛媛県松山市祝谷六丁 目1229番地	訪問看護	三番町ベテル訪問看護 ステーション	愛媛県松山市三番町三 丁目4番地12	平成16年6月1日
3870104118	企業組合労協センター 事業団	東京都豊島区南大塚二 丁目33番10号	訪問介護	企業組合労協センター 事業団久米地域福祉事 業所ぶどうの樹	愛媛県松山市福音寺町 228-26	平成16年6月1日
3870104126	医療法人聖愛会	愛媛県松山市祝谷六丁 目1229番地	訪問介護	三番町ベテルヘルパ ーステーション	愛媛県松山市三番町三 丁目4番地12	平成16年6月1日
3870200817	愛警サービス株式会社	愛媛県今治市北宝来町 一丁目2番20	福祉用具貸与	愛警サービス株式会社	愛媛県今治市北宝来町 一丁目2番20	平成16年6月1日
3870104142	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁 目10番1号	訪問介護	株式会社コムスン南松 山ケアセンター	愛媛県松山市南斎院町 1009番地1	平成16年6月3日
3871000398	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁 目10番1号	訪問介護	株式会社コムスン中予 ケアセンター	愛媛県伊予市米湊975 -1	平成16年6月3日
3873700433	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁 目10番1号	訪問介護	株式会社コムスンほな いケアセンター	愛媛県西宇和郡保内町 宮内1番耕地276番地 1	平成16年6月3日

○愛媛県告示第1637号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により指定した次の指定医療機関は、廃止年月日欄に掲げる日に廃止されたので、同項の規定による指定医療機関の指定の効力は、同日をもって消滅した。

平成16年7月30日

愛媛県知事 加戸守行

指 定 番 号	開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
1254	原 中	原内科胃腸科医 院	今治市上徳甲325 -1	平成 16.4.30
2232	和 田 眞 明	和 田 眼 科	四国中央市中之庄 町64-1	平成 16.4.30
2372	年 森 司	としもり内科医 院	西条市下島山甲12 64-4	平成 16.4.30
2568	中 野 敬	中野クリニック	温泉郡重信町志津 川1577-1	平成 16.4.30
2605	上 瀧 祥 子	うわたきファミ リー歯科クリニ ック	四国中央市土居町 土居2129-1	平成 16.4.30
2607	莖 田 仁 志	くきた内科クリ ニック	宇和島市中沢町二 丁目862-3	平成 16.4.30
10093	永 田 淑 子	永 田 薬 局	新居浜市中秋町1 -40	平成 16.4.30
936	服 部 正 一	服 部 医 院	今治市波止浜一丁 目6-3	平成 16.5.31
1126	丹 美 昌	丹 小 児 科	今治市末広町三丁 目4-12	平成 16.6.9
2049	星 加 吉 久	星 加 医 院	西条市大師町182	平成 16.6.30
10546	イオン株式会社	メガマート新居 浜薬局	新居浜市前田町8 -8	平成 16.7.4

3870104159	有限会社ウィルビィ	愛媛県松山市東方町甲2305番地1	訪問介護	ケアセンターウィルビィ	愛媛県松山市二番町四丁目5-4	平成16年6月7日
3870104167	特定非営利活動法人あいあいづいの家	愛媛県松山市勝岡町1098番地2	福祉用具貸与	特定非営利活動法人あいあいづいの家	愛媛県松山市勝岡町1098番地2	平成16年6月15日
3871300137	宇田タクシー株式会社	愛媛県四国中央市三島中央四丁目2番21号	訪問介護	宇田介護サービス事業所	愛媛県四国中央市三島中央四丁目2番21号	平成16年6月17日
3871300145	ヒカリメディカルサービス有限公司	愛媛県四国中央市中之庄町398番地1	通所介護	デイサービスひかり	愛媛県四国中央市三島金子一丁目4番31号	平成16年6月18日
3870300591	有限会社ホームケア・アペ	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	通所介護	デイサービスセンターきくぞの	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	平成16年6月23日
3870300609	有限会社介護サービス菜の花	愛媛県松山市石手四丁目4番7号	訪問介護	有限会社介護サービス菜の花	愛媛県宇和島市新田町四丁目2番5-3	平成16年6月23日
3870501214	株式会社サンキュー	大阪府摂津市鳥飼新町一丁目1番39号	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム上の茶屋	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目8番15号	平成16年6月23日
3870300617	有限会社なごみ	愛媛県宇和島市保田甲360番地3	訪問介護	なごみ	愛媛県宇和島市保田甲360番地3	平成16年6月24日
3870300625	株式会社悠遊社	愛媛県松山市余戸南二丁目24番38号	訪問介護	株式会社悠遊社宇和島事業所	愛媛県宇和島市榊形町二丁目2番14号	平成16年6月24日
3870501222	グイトーシステム・インターナショナル株式会社	愛媛県新居浜市庄内町六丁目11番25号	訪問介護	南十字星訪問介護センター	愛媛県新居浜市庄内町六丁目11番25号	平成16年6月24日
3870104183	有限会社亀さんち	愛媛県松山市正円寺一丁目7番11号	痴呆対応型共同生活介護	ぐるうぶほうむ54番地	愛媛県松山市水尻町54番地	平成16年6月30日
3870104191	有限会社スリー・ジー・ビー	愛媛県松山市西長戸町440番地	痴呆対応型共同生活介護	グループホームえくぼ	愛媛県松山市西長戸町440番地	平成16年6月30日
3873900553	有限会社介護サービスゆう	愛媛県北宇和郡広見町永野市469番地	通所介護	介護サービスゆう指定通所介護事業所	愛媛県北宇和郡広見町奈良3768番3	平成16年6月30日
3873900561	有限会社介護サービスゆう	愛媛県北宇和郡広見町永野市469番地	痴呆対応型共同生活介護	介護サービスゆう指定痴呆対応型共同生活介護事業所	愛媛県北宇和郡広見町奈良3768番3	平成16年6月30日

○愛媛県告示第1639号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成16年7月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870104134	医療法人聖愛会	愛媛県松山市祝谷六丁目1229番地	居宅介護支援	三番町ベテルケアプランセンター	愛媛県松山市三番町三丁目4番地12	平成16年6月1日
3870200221	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	居宅介護支援	アイリスケアセンター今治	愛媛県今治市北日吉町1-3-2	平成16年6月15日
3870600552	生活協同組合アイコープ	愛媛県新居浜市久保田町二丁目4番28号	居宅介護支援	アイコープ指定居宅介護支援事業所西条	愛媛県西条市神拝甲454-2	平成16年6月15日
3873900546	医療法人岩村外科胃腸科	愛媛県北宇和郡吉田町魚棚20番地3	居宅介護支援	居宅介護支援事業所「いわむら」	愛媛県北宇和郡吉田町魚棚20番地3	平成16年6月22日
3870300625	株式会社悠遊社	愛媛県松山市余戸南二丁目24番38号	居宅介護支援	株式会社悠遊社宇和島事業所	愛媛県宇和島市榊形町二丁目2番14号	平成16年6月24日
3870300617	有限会社なごみ	愛媛県宇和島市保田甲360番地3	居宅介護支援	なごみ	愛媛県宇和島市保田甲360番地3	平成16年6月29日

○愛媛県告示第1640号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成16年7月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅サービスの 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は 所在地	サービスの 種類	指定居宅サービス事業所			届出 年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3810129688	医療法人久米窪田クリニッ ク	愛媛県松山市久米窪田 町1147	通所リハ ビリテー ション	加納外科胃腸科	久米窪田クリニッ ク	愛媛県松山市久米窪 田町1147	平成16年 6月1日
3810129688	医療法人久米窪田クリニッ ク	愛媛県松山市久米窪田 町1147	短期入所 療養介護	加納外科胃腸科	久米窪田クリニッ ク	愛媛県松山市久米窪 田町1147	平成16年 6月1日
3873500197	株式会社よんやく	愛媛県伊予郡砥部町八 倉83	福祉用具 貸与	介護ショップ松山 店	株式会社よんやく	愛媛県伊予郡砥部町 八倉83	平成16年 6月1日

○愛媛県告示第1641号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年7月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅サービスの 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は 所在地	サービスの 種類	指定居宅サービス事業所			届出 年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3870102179	有限会社ベストパート ナー	愛媛県松山市持田町三 丁目4番18号	福祉用具 貸与	有限会社ベストパー トナー	愛媛県松山市宮田 町188番地8	愛媛県松山市朝生 田町7-5-6ル ーチェ・ベルデ1 階	平成16年 4月19日
3870300112	有限会社ホームケア・ アベ	愛媛県宇和島市和霊元 町4-1-12	訪問介護	ホームケア・アベ訪 問介護事業所	愛媛県宇和島市北 新町1581-3	愛媛県宇和島市和 霊元町4-1-12	平成16年 6月10日
3870300229	有限会社ホームケア・ アベ	愛媛県宇和島市和霊元 町4-1-12	福祉用具 貸与	ホームケア・アベ福 祉用具貸与事業所	愛媛県宇和島市北 新町1581-3	愛媛県宇和島市和 霊元町4-1-12	平成16年 6月10日

○愛媛県告示第1642号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成16年7月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支援の 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は 所在地	サービスの 種類	指定居宅介護支援事業所			届出 年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3810129688	医療法人久米窪田クリニッ ク	愛媛県松山市久米窪田 町1147	居宅介護 支援	加納外科胃腸科	久米窪田クリニッ ク	愛媛県松山市久米窪 田町1147	平成16年 6月1日

○愛媛県告示第1643号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年7月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支援の 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は 所在地	サービスの 種類	指定居宅介護支援事業所			届出 年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3870300047	有限会社ホームケア・ アベ	愛媛県宇和島市和霊元 町4-1-12	居宅介護 支援	有限会社ホームケア ・アベ	愛媛県宇和島市北 新町1581-3	愛媛県宇和島市和 霊元町4-1-12	平成16年 6月10日

○愛媛県告示第1644号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービスを廃止した旨の届出があった。

平成16年7月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3870300542	コスモス介護サービス株式会社	愛媛県宇和島市中央町二丁目4番26号	訪問介護	コスモス介護サービス株式会社	愛媛県宇和島市中央町二丁目4番26号	平成16年3月31日
3870600321	クラレテクノ株式会社	大阪府大阪市北区梅田1-12-39	福祉用具貸与	クラレテクノ株式会社西条事業所	愛媛県西条市朔日市892	平成16年5月31日
3870500372	株式会社アスティス	愛媛県新居浜市多喜浜67-173	福祉用具貸与	株式会社アスティス新居浜営業所	愛媛県新居浜市多喜浜67-173	平成16年6月1日

○愛媛県告示第1645号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年7月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3873600062	長浜町	愛媛県喜多郡長浜町長浜甲480-3	居宅介護支援	長浜町指定居宅介護支援事業所	愛媛県喜多郡長浜町沖浦丙2192-3	平成16年5月31日
3870500208	株式会社アスティス	愛媛県新居浜市多喜浜67-173	居宅介護支援	株式会社アスティス新居浜指定居宅介護支援事業所	愛媛県新居浜市多喜浜67-173	平成16年6月1日
3870100413	株式会社アスティス	愛媛県新居浜市多喜浜67-173	居宅介護支援	株式会社アスティス松山指定居宅介護支援事業所	愛媛県松山市高野町1-1	平成16年6月20日

○愛媛県告示第1646号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市新居浜土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年7月30日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	白石治郎	新居浜市徳常町4-38
"	宮崎和郎	新居浜市徳常町9-29

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	白石榮一	新居浜市港町11-36
"	尾崎信男	新居浜市港町1-19

○愛媛県告示第1647号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市余戸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年7月30日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	松岡武司	松山市余戸南6丁目4-21
"	藤本卓	松山市余戸南2丁目13-24
"	西本春雄	松山市余戸南3丁目9-13
"	好永英則	松山市余戸南4丁目2-23
"	越智正	松山市余戸東4丁目11-9
"	高田幸造	松山市余戸東1丁目12-7
"	渡部宏一	松山市余戸東1丁目1-23
"	本田精志	松山市余戸東3丁目8-30
"	本田英二	松山市余戸中1丁目4-4
"	白石博美	松山市余戸中2丁目14-5
"	五十崎長	松山市余戸中3丁目5-27
"	兼久和司	松山市余戸中4丁目3-35
"	池田功	松山市余戸西5丁目4-28
"	森宗洋	松山市余戸西1丁目6-12
監事	藤本忠雄	松山市余戸南2丁目14-9
"	牧野昭廣	松山市余戸西1丁目6-9

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	松岡武司	松山市余戸南6丁目4-21
"	栗田順二	松山市余戸南4丁目6-2
"	和泉繁喜	松山市余戸南1丁目17-13
"	早瀬健治	松山市余戸南3丁目10-6
"	越智正	松山市余戸東4丁目11-9
"	高田幸造	松山市余戸東1丁目12-7
"	渡部宏一	松山市余戸東1丁目1-23
"	本田光義	松山市余戸東2丁目1-10

〃	本 田 英 二	松山市余戸中 1丁目 4 - 4
〃	白 石 博 美	松山市余戸中 2丁目 14 - 5
〃	五十崎 長	松山市余戸中 3丁目 5 - 27
〃	仙 波 哲 一	松山市余戸中 4丁目 3 - 35
〃	豊 田 義 昭	松山市余戸西 4丁目 5 - 3
〃	好 永 一 治	松山市余戸西 1丁目 5 - 20
監 事	藤 本 忠 雄	松山市余戸南 2丁目 14 - 9
〃	牧 野 昭 廣	松山市余戸西 1丁目 6 - 9

○愛媛県告示第1648号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市立待堰土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年 7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 田 巖一郎	松山市土居町1097
〃	戒 能 明 久	松山市今在家 3丁目 4 - 28
〃	戒 能 政 夫	松山市今在家 3丁目 1 - 18
〃	戒 田 武	松山市北土居町362
〃	八 束 鹿 義	松山市北土居町674
〃	片 岡 輝 雄	松山市北井門町340 - 1
〃	神 野 哲 之	松山市越智町252
〃	宮 内 政 文	松山市東石井 4丁目 16 - 22
〃	大 原 克 臣	松山市星岡町152
監 事	竹 政 文 夫	松山市東石井 5丁目 4 - 5
〃	家 木 辰 夫	松山市北土居町557

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 田 巖一郎	松山市土居町1097
〃	戒 能 明 久	松山市今在家 3丁目 4 - 28
〃	戒 能 政 夫	松山市今在家 3丁目 1 - 18
〃	池 田 寿	松山市北土居町537
〃	丹 下 正 文	松山市北土居町337
〃	片 岡 輝 雄	松山市北井門町340 - 1
〃	神 野 哲 之	松山市越智町252
〃	宮 内 政 文	松山市東石井町96 - 1
〃	大 原 和 博	松山市星岡町51
監 事	竹 政 文 夫	松山市東石井町398
〃	濟 川 博 俊	松山市北土居町138

○愛媛県告示第1649号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、重信町下林上土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年 7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 高 徳	温泉郡重信町大字下林甲982番地 3
〃	森 博	温泉郡重信町大字下林甲133番地 1
〃	青 山 貞 範	温泉郡重信町大字下林甲1125番地 3
〃	八 木 久 夫	温泉郡重信町大字下林甲1017番地
〃	森 薫	温泉郡重信町大字下林甲1427番地 3
〃	森 芳 宏	温泉郡重信町大字下林甲126番地
〃	森 長 幸	温泉郡重信町大字下林甲218番地 3
〃	丹生谷 美 雄	温泉郡重信町大字下林甲1243番地
〃	丹生谷 清 美	温泉郡重信町大字下林甲489番地 1
〃	井 本 修	温泉郡重信町大字下林甲877番地
〃	松 田 勝 利	温泉郡重信町大字下林甲926番地
〃	越 智 清 重	温泉郡重信町大字下林甲1270番地 1
監 事	藤 井 省 三	温泉郡重信町大字下林甲296番地
〃	窪 田 正 道	温泉郡重信町大字下林甲1216番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 高 徳	温泉郡重信町大字下林甲982番地 3
〃	門 田 勝 博	温泉郡重信町大字下林甲304番地
〃	窪 田 正 道	温泉郡重信町大字下林甲1216番地
〃	森 政 明	温泉郡重信町大字下林甲117番地
〃	森 長 幸	温泉郡重信町大字下林甲218番地 3
〃	丹生谷 清 美	温泉郡重信町大字下林甲489番地 1
〃	丹生谷 和 男	温泉郡重信町大字下林甲585番地
〃	福 岡 昌 朗	温泉郡重信町大字下林甲1124番地
〃	野 中 秀 宣	温泉郡重信町大字下林甲1453番地
〃	井 本 修	温泉郡重信町大字下林甲877番地
〃	松 田 勝 利	温泉郡重信町大字下林甲926番地
〃	池 田 泰 也	温泉郡重信町大字下林甲1088番地
監 事	松 下 文 雄	温泉郡重信町大字下林甲579番地 4
〃	藤 井 省 三	温泉郡重信町大字下林甲296番地

○愛媛県告示第1650号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、温泉郡中島町西中島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年 7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 誠之助	温泉郡中島町大字吉木甲408番地
〃	三 島 英 一	温泉郡中島町大字饒甲512番地
〃	濱 田 克 輔	温泉郡中島町大字栗井甲1164番地
〃	脇 坂 建	温泉郡中島町大字宇和間1310番地
〃	石 丸 良 孝	温泉郡中島町大字吉木甲805番地
〃	岡 田 泰 人	温泉郡中島町大字畑里1305番地
〃	土 井 克 幸	温泉郡中島町大字熊田甲425番地
監 事	木 村 茂 喜	温泉郡中島町大字栗井甲444番地
〃	喜 田 治三郎	温泉郡中島町大字饒甲460番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 誠之助	温泉郡中島町大字吉木甲408番地
"	三 島 英 一	温泉郡中島町大字饒甲512番地
"	濱 田 克 輔	温泉郡中島町大字粟井甲1164番地
"	石 丸 良 孝	温泉郡中島町大字吉木甲805番地
"	脇 坂 建	温泉郡中島町大字宇和間1310番地
"	岡 田 泰 人	温泉郡中島町大字畑里1305番地
"	土 井 克 幸	温泉郡中島町大字熊田甲425番地
監 事	木 村 茂 喜	温泉郡中島町大字粟井甲444番地
"	中 村 一 徳	温泉郡中島町大字畑里甲1241番地

○愛媛県告示第1651号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、八幡浜市真穴土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	門 石 長次郎	八幡浜市穴井3 - 649
"	松 浦 有 毅	八幡浜市真網代丙205
"	井 上 栄 信	八幡浜市穴井3 - 636
"	宮 本 利 吉	八幡浜市穴井3 - 521
"	竹 中 貞 和	八幡浜市穴井3 - 678
"	富 永 鶴 光	八幡浜市穴井3 - 705
"	古 能 一 治	八幡浜市真網代丙642
"	黒 田 文 郎	八幡浜市真網代戊65
"	山 下 稔	八幡浜市真網代丙588
"	矢 野 直 人	八幡浜市真網代丙203
"	和 家 彖 則	八幡浜市真網代丙257
"	柳 沢 勝 弥	八幡浜市真網代乙350
監 事	橋 本 誠 士	八幡浜市真網代丙208
"	山 内 進 八 郎	八幡浜市穴井3 - 706
"	末 光 久 男	八幡浜市真網代丙710 - 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	門 石 長次郎	八幡浜市穴井3 - 649
"	井 上 栄 信	八幡浜市穴井3 - 636
"	柳 沢 玉 久	八幡浜市真網代乙343
"	竹 中 貞 和	八幡浜市穴井3 - 678
"	富 永 鶴 光	八幡浜市穴井3 - 705
"	矢 野 源一郎	八幡浜市真網代丙587 - 2
"	古 能 一 治	八幡浜市真網代丙642
"	二 宮 直 之	八幡浜市真網代乙354
"	黒 田 文 郎	八幡浜市真網代戊65
"	山 下 稔	八幡浜市真網代丙588
"	梅 田 庄 一	八幡浜市穴井1 - 5
"	和 家 彖 則	八幡浜市真網代丙257

監 事	橋 本 誠 士	八幡浜市真網代丙208
"	山 内 進 八 郎	八幡浜市穴井3 - 706
"	末 光 久 男	八幡浜市真網代丙710 - 3

○愛媛県告示第1652号

船木泉川（池田池）土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 船木泉川（池田池）土地改良区土地改良事業（維持管理）計画書の写し
 - 船木泉川（池田池）土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成16年8月2日から8月27日まで
- 縦覧場所
新居浜市役所

○愛媛県告示第1653号

重信町牛洲上井手土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・伊賀分地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・伊賀分地区）計画書の写し
 - 重信町牛洲上井手土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成16年8月2日から8月27日まで
- 縦覧場所
重信町役場

○愛媛県告示第1654号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ほ場整備及び暗渠排水事業	野間北地区	平成16年2月28日

○愛媛県告示第1655号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年 7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用道路整備事業	野間北地区	平成15年11月25日

○愛媛県告示第1656号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年 7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備及び農業用排水施設整備事業	野間北地区	平成16年 3月 3日

○愛媛県告示第1657号

家畜商法（昭和24年法律第 208 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成16年 7月30日次の者の家畜商の免許を取り消した。

平成16年 7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録番号	登録年月日	現 住 所	氏名(又は名称)	生年月日(又は設立年月日)	取消理由
第1564号	昭和53年 3月11日	松山市生石町228の 1	若 宮 清 夫	昭和12年 8月 1日	申請による

○愛媛県告示第1658号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成16年 7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成16年 7月30日から 8月12日まで

○愛媛県告示第1659号

愛媛県建設業者提出書類閲覧所の設置（昭和47年 3月愛媛県告示第 291 号）の一部を次のように改正し、平成16年 8月 1日から施行する。

平成16年 7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表位置の欄中「久万町」を「久万高原町」に改める。

○愛媛県告示第1660号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第 1 項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第 3 項に規定する図書は、城辺町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年 7月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町 122 番地

2 埋立区域

(1) 位置

ア 埋立区域 1

南宇和郡城辺町深浦1264番 2 地先から同 252 番 2 地先までの公有水面

イ 埋立区域 2

南宇和郡城辺町深浦 220 番 1 地先から同 216 番 2 地先までの公有水面

(2) 区域

ア 埋立区域 1

次の 1 点と 2 点を結ぶ平成16年 3月23日付け愛媛県指令15港第 441 号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C・D・L・+2.10メートルにより決定）、2点から17点までを順次直線で結んだ線及び17点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（南宇和郡城辺町深浦1823番地先棧橋に設置した金属鉾）は、北緯32度56分43秒、東経 132 度35分25秒の地点

1 点は、基点から真北89度02分34秒115.68メートルの地点

2 点は、1点から真北 197 度28分30秒 11.06 メートルの地点

3 点は、2点から真北 289 度47分36秒5.42メートルの地点

4 点は、3点から真北 294 度43分54秒5.43メートルの地点

5 点は、4点から真北 299 度44分48秒5.42メートル

の地点

6 点は、5 点から真北 304 度05分13秒5.42メートル

の地点

7 点は、6 点から真北 309 度16分16秒5.42メートル

の地点

8 点は、7 点から真北 313 度45分56秒5.42メートル

の地点

9 点は、8 点から真北 318 度26分23秒4.51メートル

の地点

10点は、9 点から真北 321 度46分18秒4.51メートル

の地点

11点は、10点から真北 323 度27分21秒 30.37メートルの地点

12点は、11点から真北 320 度16分39秒4.70メートルの地点

13点は、12点から真北 313 度57分16秒4.70メートルの地点

14点は、13点から真北 306 度56分14秒4.42メートルの地点

15点は、14点から真北 300 度48分43秒4.43メートルの地点

16点は、15点から真北 292 度24分14秒6.55メートルの地点

17点は、16点から真北 258 度05分28秒 35.19メートルの地点

イ 埋立区域 2

次の18点から25点までを順次直線で結んだ線、25点と26点を結ぶ平成16年3月23日付け愛媛県指令15港第441号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C・D・L・+2.10メートルにより決定）及び26点と18点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（南宇和郡城辺町深浦1823番地先棧橋に設置した金属鉾）は、北緯32度56分43秒、東経132度35分25秒の地点

18点は、基点から真北77度14分27秒365.84メートルの地点

19点は、18点から真北 264 度03分51秒5.76メートルの地点

20点は、19点から真北 265 度28分23秒 10.00メートルの地点

21点は、20点から真北 264 度46分49秒 10.00メートルの地点

22点は、21点から真北 264 度40分45秒 10.00メートルの地点

23点は、22点から真北 264 度42分31秒5.00メートルの地点

24点は、23点から真北 264 度49分44秒2.00メートルの地点

25点は、24点から真北 264 度13分00秒2.89メートルの地点

26点は、25点から真北 353 度48分47秒8.12メートル

の地点

(3) 面積

埋立区域 1 1,191.13平方メートル

埋立区域 2 205.01平方メートル

合 計 1,396.14平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成11年6月1日 愛媛県指令港第93号

4 しゅん功認可年月日

平成16年7月30日

○愛媛県告示第1661号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、城辺町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年7月30日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

城辺町長 谷口長治

南宇和郡城辺町甲2420番地

2 埋立区域

(1) 位置

ア 埋立区域 1

南宇和郡城辺町深浦1264番2地先から同252番2地先までの公有水面

イ 埋立区域 2

南宇和郡城辺町深浦220番1地先から同216番2地先までの公有水面

(2) 区域

ア 埋立区域 1

次の1点と2点を結ぶ平成16年3月23日付け愛媛県指令15港第442号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C・D・L・+2.10メートルにより決定）、2点から23点までを順次直線で結んだ線、23点と24点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）における陸と公有水面との接する線、24点から38点までを順次直線で結んだ線及び38点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡城辺町深浦1823番地先棧橋に設置した金属鉾）は、北緯32度56分43秒、東経132度35分25秒の地点

1 点は、基点から真北94度23分10秒112.68メートルの地点

2 点は、1 点から真北 197 度25分06秒5.31メートルの地点

3 点は、2 点から真北 289 度07分06秒5.86メートルの地点

4 点は、3 点から真北 294 度42分56秒5.87メートルの地点

5 点は、4 点から真北 299 度27分56秒5.86メートル

の地点

6点は、5点から真北 304 度19分27秒5 .86メートル

の地点

7点は、6点から真北 308 度51分40秒5 .86メートル

の地点

8点は、7点から真北 313 度47分52秒5 .86メートル

の地点

9点は、8点から真北 318 度27分09秒4 .88メートル

の地点

10点は、9点から真北 322 度00分17秒4 .61メートル

の地点

11点は、10点から真北 323 度42分29秒 16 .55 メートル

の地点

12点は、11点から真北54度32分49秒0 .51メートル

の地点

13点は、12点から真北 323 度41分33秒5 .81メートル

の地点

14点は、13点から真北 233 度43分38秒0 .51メートル

の地点

15点は、14点から真北 323 度30分30秒7 .92メートル

の地点

16点は、15点から真北 320 度12分19秒4 .08メートル

の地点

17点は、16点から真北 314 度02分11秒4 .09メートル

の地点

18点は、17点から真北 307 度39分51秒3 .84メートル

の地点

19点は、18点から真北 301 度12分32秒3 .85メートル

の地点

20点は、19点から真北 296 度04分41秒4 .43メートル

の地点

21点は、20点から真北 258 度05分28秒 28 .34 メートル

の地点

22点は、21点から真北 347 度36分34秒1 .48メートル

の地点

23点は、22点から真北 258 度42分14秒 13 .71 メートル

の地点

24点は、23点から真北53度38分11秒8 .89メートル

の地点

25点は、24点から真北78度05分28秒 35 .19 メートル

の地点

26点は、25点から真北 112 度24分14秒6 .55メートル

の地点

27点は、26点から真北 120 度48分43秒4 .43メートル

の地点

28点は、27点から真北 126 度56分14秒4 .42メートル

の地点

29点は、28点から真北 133 度57分16秒4 .70メートル

の地点

30点は、29点から真北 140 度16分39秒4 .70メートル

の地点

31点は、30点から真北 143 度27分21秒 30 .37 メートル

の地点

32点は、31点から真北 141 度46分18秒4 .51メートル

の地点

33点は、32点から真北 138 度26分23秒4 .51メートル

の地点

34点は、33点から真北 133 度45分56秒5 .42メートル

の地点

35点は、34点から真北 129 度16分16秒5 .42メートル

の地点

36点は、35点から真北 124 度05分13秒5 .42メートル

の地点

37点は、36点から真北 119 度44分48秒5 .42メートル

の地点

38点は、37点から真北 114 度43分54秒5 .43メートル

の地点

イ 埋立区域 2

次の39点から48点までを順次直線で結んだ線、48点と49点を結ぶ平成16年3月23日付け愛媛県指令15港第442号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C・D・L・+2.10メートルにより決定）、49点から56点までを順次直線で結んだ線及び56点と39点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）における陸と公有水面と接する線により囲まれた区域

基点（南宇和郡城辺町深浦1823番地先棧橋に設置した金属鈷）は、北緯32度56分43秒、東経 132 度35分25秒の地点

39点は、基点から真北78度00分12秒374 .20メートルの地点

40点は、39点から真北 263 度48分30秒4 .66メートルの地点

41点は、40点から真北 265 度36分05秒 10 .00 メートルの地点

42点は、41点から真北 265 度30分09秒 10 .00 メートルの地点

43点は、42点から真北 264 度39分54秒 10 .00 メートルの地点

44点は、43点から真北 264 度45分00秒 10 .00 メートルの地点

45点は、44点から真北 264 度16分24秒5 .00メートルの地点

46点は、45点から真北 175 度15分59秒1 .50メートルの地点

47点は、46点から真北 264 度31分38秒1 .97メートルの地点

48点は、47点から真北 264 度13分56秒2 .83メートルの地点

49点は、48点から真北 353 度48分46秒5 .26メートルの地点

50点は、49点から真北84度13分00秒2 .89メートルの地点

51点は、50点から真北84度49分44秒2 .00メートルの地点

52点は、51点から真北84度42分31秒5 .00メートルの

地点

53点は、52点から真北84度40分45秒 10.00メートルの地点

54点は、53点から真北84度46分49秒 10.00メートルの地点

55点は、54点から真北85度28分23秒 10.00メートルの地点

56点は、55点から真北84度03分51秒5.76メートルの地点

(3) 面積

埋立区域 1 700.55平方メートル

埋立区域 2 194.57平方メートル

合 計 895.12平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成11年6月1日 愛媛県指令港第94号

4 しゅん功認可年月日

平成16年7月30日

○愛媛県告示第1662号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、松山港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成16年7月30日

松山港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

1 港湾計画の変更の概要

港湾計画の変更の概要（平成5年8月愛媛県告示第1071号）によりその概要を告示した松山港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

その他の計画

小型船だまり計画

地区名	港湾施設
和気	小型棧橋

2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

○愛媛県告示第1663号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定

○愛媛県告示第1665号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年7月30日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16西局建（開）第8号 平成16年7月16日	西条市港字北新地228番1、228番2及び229番	西条市玉津747番地の4 有限会社 遠藤組 代表取締役 遠藤 勇次

に基づき、宇和島港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成16年7月30日

宇和島港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

1 港湾計画の変更の概要

宇和島港港湾計画の変更の概要（平成元年9月愛媛県告示第1277号）及び港湾計画の変更の概要（平成13年5月愛媛県告示第931号）によりその概要を告示した宇和島港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 港湾環境整備施設計画

緑地

地区名	面積（ヘクタール）
大浦	3

(2) 土地造成及び土地利用計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
大浦	3（3）	ふ頭用地
	2（2）	港湾関連用地
	1（1）	都市機能用地
	2（1）	交通機能用地
	1（1）	危険物取扱施設用地
	3（3）	緑地

注（ ）の数値は、内数で、土地造成を伴う土地利用面積を示す。

2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

○愛媛県告示第1664号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年7月30日

愛媛県知事 加戸守行

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 995

特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 7月30日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第1条 特地勤務手当等に関する規則(愛媛県人事委員会規則 7 - 368)の一部を次のように改正する。

別表第1 上浮穴郡の項を次のように改める。

上浮穴郡	久万高原町若山715番地	久万警察署面河駐在所	3級
	久万高原町洪草2308番地 2	久万警察署洪草駐在所	2級
	久万高原町柳井川797番地 1	久万警察署柳谷駐在所	
	久万高原町西谷10168番地第 1	久万警察署西谷駐在所	
	小田町大字本川4024番地 1	久万警察署参川駐在所	
小田町大字上田渡811番地	久万警察署田渡駐在所	1級	
久万高原町露峰甲558番地 5	久万警察署父二峰駐在所		
久万高原町上黒岩33番地	久万警察署御三戸駐在所		
久万高原町七鳥2600番地	久万警察署仕七川駐在所		
小田町大字町村364番地 1	久万警察署小田駐在所		

別表第2 上浮穴郡の項所在地の欄中「久万町大字下畑野川甲 369 番地の 1」を「久万高原町下畑野川甲 369 番地の 1」に改める。

(特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(愛媛県人事委員会規則 7 - 992)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(経過措置)

2 改正後の特地勤務手当等に関する規則(以下「新規則」という。)別表第1 級別区分欄に掲げる級別が改正前の特地勤務手当等に関する規則(以下「旧規則」という。)

3 旧規則別表第2 に掲げられていた公署のうち、新規則別表第2 に掲げられないこととなった公署は、この規則の施行の日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員に係る特地勤務手当に準ずる手当の支給については、当該公署が移転するまでの間、新規則第2条の準特地

公署とみなす。

附 則

- この規則は、平成16年 8月 1日から施行する。
- 第2条の規定による改正後の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則附則第2項及び第3項の規定は、平成16年 4月 1日から適用する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第3号

へき地等学校の指定(平成13年12月愛媛県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正し、平成16年 8月 1日から施行する。

平成16年 7月30日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

1(1)の表上浮穴郡の項学校名の欄中「柳谷村立西谷小学校」「久万町立直瀬小学」「久万高原町立面河小学校」「久万高原町立西谷小学校」「久万高原町立柳井川小学校」を「久万高原町立直瀬小学校」「久万高原町立仕七川小学校」「久万町立直瀬小学」「美川村立仕七川小学校」「柳谷村立柳井川小学校」「小田町立田渡小学」に改める。

校

校

学校 を 久万高原町立直瀬小学校 に改める。

学校

校

1(2)の表上浮穴郡の項を次のように改める。

上浮穴郡	久万高原町立面河中学校	2級
	久万高原町立柳谷中学校	1級
	久万高原町立美川中学校	

2(1)の表上浮穴郡の項学校名の欄中「久万町立父二峰小学校」「久万高原町立父二峰小学校」を「久万高原町立美川小学校」に改める。

3(1)の表上浮穴郡の項を削る。